第3章　水質汚濁対策

第1節　法律・条例による規制

水質汚濁の防止については，従来，水質保全法と工場排水規制法によって指定水域に汚水を排出する工場，事業場に対する規制が行なわれてきたが，昭和45年12月25日にこれらの法律を統合して新たに水質汚濁防止法が公布され，昭和46年6月24日から施行された。また，本府においても，昭和46年3月11日，府公害防止条例を全面改正公布し，同年9月10日から施行した。これによって従来の水域指定制が廃止され，府下全水域が規制対象地域となったが，特に府公害防止条例においては，上水源地域における汚水排水施設の設置を許可制にするなど規制の強化を図った。

第1　法律・条例による規制の拡充

(1)　公共用水域の範囲の拡充

公共用水域の範囲については，従来，公共下水道，都市下水道は除外されていたが，水質汚濁防止法および府公害防止条例においては，終末処理場と接続していない下水道はすべて公共用水域となった。

(2)　規制対象施設の拡大

従来の規制対象施設は製造業関係業種を中心とした150施設であったが，水質汚濁防止法および府公害防止条例ではこれらの対象施設はもちろん，これまで全く排水規制のなかった施設も含め第一次産業から第三次産業までの673施設を規制の対象とした。

(3)　規制基準の強化

水質汚濁防止法では，公共用水域を対象として，全国一律に排水基準が設定されているが，府条例においては，上水源地域（淀川，神崎川上流，大和川，泉州上水源），泉州臨海造成地域，ならびにその他の地域について，図－49のとおり分類し，それぞれの地域に応じたきびしい排出基準を設定した。特に上水源地域で条例に定められた届出施設を新増設する工場に対しては，許可制を採用した。

また，有害物質（カドミウム等）については濃度規制のうえに負荷量規制の考え方を導入して，設備基準を設けた。

図49－水質規制水域図

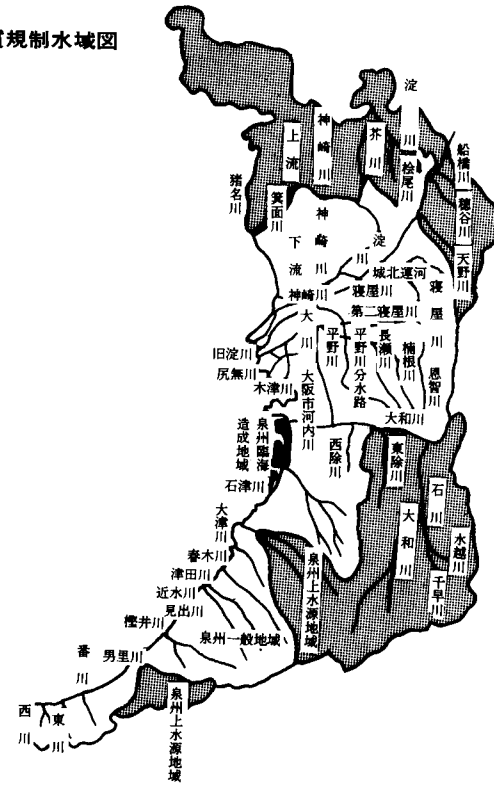

（注） 1　上水源地域（淀川，神崎川上流，大和川，泉州上水源）

2　泉州臨海造成地域

3　その他の地域（上水源地域，泉州臨海造成地域以外の地域）

(4)　規制権限の委任

大阪市，堺市および東大阪市については，昭和46年６月から水質汚濁の防止に関する規制権限が市長に委任された。

第２　届出および規制状況

Ⅰ　届出工場数の概況

届出工場は，昭和47年３月末現在で2476工場であり，このうち規制基準遵守義務が課されているのは1252工場である。これを業種別にみると表－75，76のとおりである。

表－75　水質汚濁防止法による届出工場一覧表

（昭和47年３月31日現在）

水域／対象／業種	淀川		神崎川上流		神崎川（その他）		寝屋川		大和川		大和川（その他）		泉州上水源		泉州（その他）		泉州臨海		計		大阪市内		堺市内		東大阪市内		計		合計	
	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制
食料品製造業	40	7	5	1	50	20	66	13	45	7	7	2	4	1	38	3	4	4	259	58	9	5	89	9	1	1	99	15	358	73
繊維製品製造業	3	3	1	1	2	2	13	9	10	6	2	1	2	2	91	69			124	93	3	3	53	38	2	1	58	42	182	135
木材・木製品製造業							1	1							2	1	3	2	6	4	3		1	1			4	1	10	5
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1	1	4	4	4	4	2	1			1	1	2	2			15	14	4	4	1	1	1	1	6	6	21	20
出版・印刷業					1	1	1	1			1	1							3	3									3	3
化学工業	10	6	3	2	19	16	19	16	7	4	1	1	1		8	3	15	15	83	63	11	11	33	28	11	4	55	43	138	106
石油精製業																	2	2	2	2			4	4			4	4	6	6
ゴム製品製造業																														
皮革業			1				1	1	1	1	1	1							4	3					1		1		5	3
窯業・土石製品製造業	3	1	3		13	2	13	4	32	3	1	1	3	3	60	49	7	2	135	65	7		21	7	3	1	31	8	166	73
鉄鋼業	8	7			3	3	10	5	9	2	1	1	2	1	35	16	4	4	72	39	25	18	20	15	102	47	147	80	219	119
非鉄金属製造業	2	1	1		3	3	6	4	8	2	2	1							22	11	3	2	8	5	17	11	28	18	50	29
金属製品製造業	4	2	5	3	25	18	87	70	34	14	10	9	1	1	19	13	2	2	187	132	77	72	47	30	145	104	269	206	456	338
機械器具製造業	4	4	3	2	17	13	25	19	11	6	5	3			1	1			66	48			9	6			9	6	75	54
製造一般					1	1	2	2	1	1									4	4									4	4
ガス供給業																					2	2	2	2			4	4	4	4
その他：洗たく業	1	1	2		8	5	11	4	2	2			1		46				71	12			45		1		46		117	12
その他：自動式洗車施設	4		7		31	6	28	3	7	2	1				12				90	11	10	1	30	1	15		55	2	145	13
その他：し尿処理施設	23	22	2	2	20	17	21	19	25	25			1	1	20	18	1	1	113	105	1	1	19	17	3	3	23	21	136	126
その他：下水道終末処理施設					1	1	1	1	1	1					1	1	2	2	6	6	11	11	1	1	2	2	14	14	20	20
その他：その他					3	3	3	1	3	2	1	1							10	7	6	6			4	4	10	10	20	17
合計	103	55	34	12	201	115	312	177	198	79	33	22	16	10	335	176	40	34	1,272	680	172	136	383	165	308	179	863	480	2,135	1,160

(注)　1　府公害防止条例の規定による届出施設を有する工場・事業場も含む。
　　2　規制欄は有害物質および50m³／日以上の排出水を排出する工場・事業場数を表わす。

表－76　府公害防止条例による届出工場数一覧表

（昭和47年３月31日現在）

水域／対象／業種	淀川		神崎川上流		神崎川（その他）		寝屋川		大和川		大和川（その他）		泉州上水源		泉州（その他）		泉州臨海		計		大阪市内		堺市内		東大阪市内		計		合計	
	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制
食料品製造業	3	2	3		9	6	8	5	4	1	1				8	3			36	17	1						1		37	17
繊維製品製造業	1				1		1	1	2		2		2		28	9			37	10			1	1			1	1	38	11
木材・木製品製造業					1				3	1					1	1	5	4	10	6	4						4		14	6
パルプ・紙・紙加工品製造業			2	1			5	2	1		1				1	1			10	4									10	4
出版・印刷業	1	1																	1	1									1	1
化学工業	4	4	2		13	4	13	4	7	3	3				2	1			44	16	8		3	1			11	1	55	17
石油精製業							1												1		1						1		2	
ゴム製品製造業					2	2	1	1							1	1			4	4									4	4
皮革業																														
窯業・土石製品製造業			4		8	2	2	1	5				1		4				24	3			1	1			1	1	25	4
鉄鋼業	1				1	1					1				25	3			28	4									28	4
非鉄金属製造業	1	1							1	1									2	2									2	2
金属製品製造業					5	2	4		5						9	3			23	5	2		2	1			4	1	27	6
機械器具製造業			1		1	1	1		2						2				7	1									7	1
製造一般	2	1	1		5	2	4	3	1										13	6									13	6
ガス供給業																														
家畜飼養施設			15		4		1		6				2		8	1			36	1	5		20				25		61	1
産業廃棄物処理施設	3	1			1	1					2								6	2									6	2
その他	1				1		2	2	3	3					3	1			10	6	1						1		11	6
合計	17	10	28	1	52	21	43	19	40	9	10		5		92	24	5	4	292	88	22		27	4			49	4	341	92

(注)　規制欄は，有害物質および50m³／日以上の排出水を排出する工場・事業場数を表わす。

2　取締り指導状況

昭和46年度において対象工場のうち642工場について採水を行なったが基準不適合工場数は表－77のとおり293工場であった。

これら293工場にはただちに処理施設等の改善計画書を提出させ，重点的に指導を行ない改善させた。

表－77　取締り指導状況　（昭和46年度）

水域		立入工場数	採水工場数	基準不適合工場数
淀川上流		99	53	9
神崎川上流		24	5	1
神崎川下流		237	87	32
寝屋川		603	188	101
大和川		326	69	38
泉州一般		401	111	68
泉州上水源		25	4	1
臨海		255	125	43
計		1,970	642	293
委任市	大阪市	290	54	26
	堺市	262	254	112
	東大阪市	236	53	33
	計	788	361	171
合計		2,758	1,003	464

3　届出施設の新設および増設に対する許可

昭和46年9月10日から昭和47年3月末までの上水源地域における特定施設の新設および増設についての許可は表－78のとおり6件である。

表－78　施設設置許可件数　（昭和47年3月31日現在）

業種＼水域	淀川上流	神崎川上流	大和川上流	計
化学	2	1		3
非鉄	1			1
その他（給食用調理施設）			2	2
計	3	1	2	6

第2節　下水道整備事業

第1　流域下水道

多くの市町村の市街地が隣接し，連たんしている地域では，市町村ごとに下水道を計画するよりも，河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備するほうが合理的であり，経済的である。

本府においては，このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた。

昭和46年度においては，寝屋川流域北部，寝屋川流域南部，猪名川流域，安威川流域，淀川右岸流域，大和川下流流域，淀川左岸流域の7地域において流域下水道事業（予算額140億7,429万余円）を実施した。

なお，大和川下流域は，西部，南部，東部に分かれ，すでに事業に着手している西部に加えて，南部についても昭和47年度から着手する予定である。

図－50　流域下水道計画区域図（昭和47年３月現在）

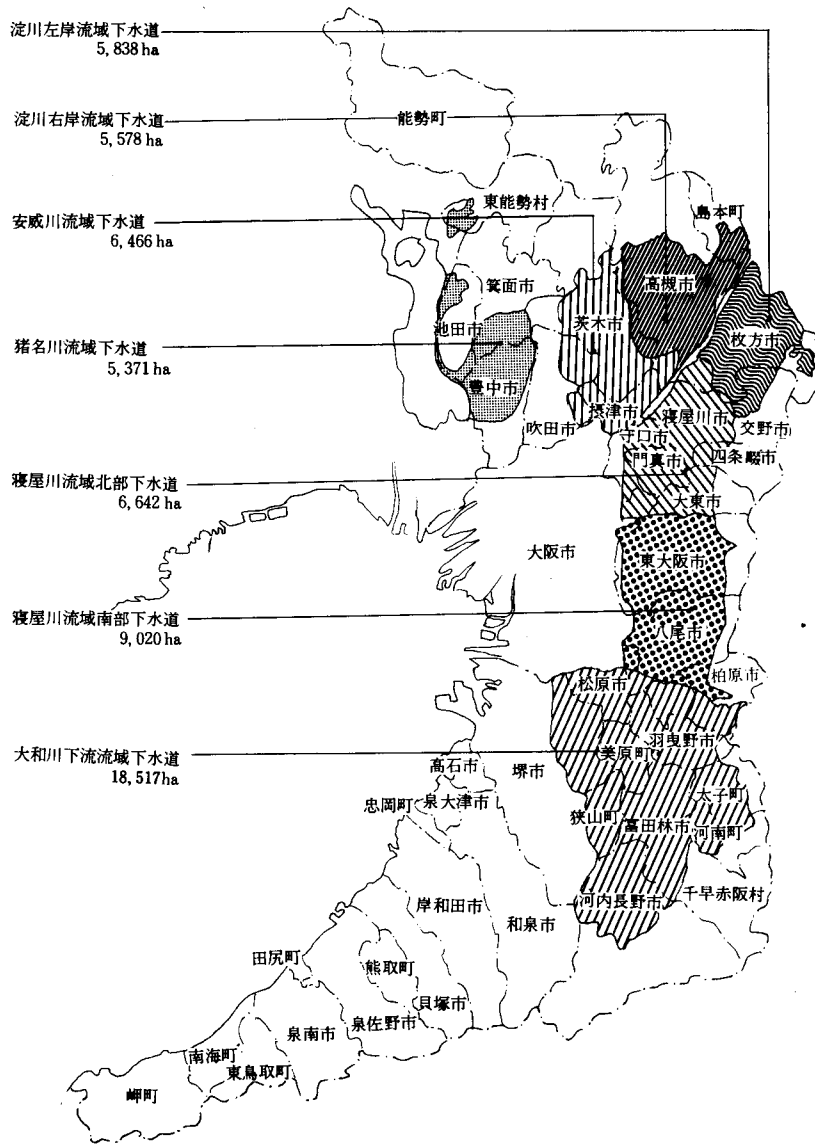

表－79　流域下水道事業全体計画の概要

区分＼流域名		寝屋川流域北部	寝屋川流域南部	猪名川流域（大阪府分）	安威川流域	淀川右岸流域	大和川下流流域	淀川左岸流域	合計
全体事業	区域面積	ha 約 6,642	ha 約 9,020	ha 約 5,371	ha 約 6,466	ha 約 5,578	ha 約18,517	ha 約 5,838	ha 約57,432
	処理人口	万人 約 83	万人 約 110	万人 約 75	万人 約 62	万人 約 52	万人 約 131	万人 約 69	万人 約 582
	事業内容 管渠延長	km 約 55.7	km 約 70.9	km 約 16	km 約 28.9	km 約 14.1	km 約 98.4	km 約 21.6	km 約 305.6
	事業内容 ポンプ場	10カ所	11カ所	－	4カ所	1カ所	6カ所	1カ所	33カ所
	事業内容 処理場	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	3カ所	1カ所	9カ所
	事業費	億円 約 277	億円 約 453	億円 約 347	億円 約 407	億円 約 277	億円 約 497	億円 約 271	億円 約 2,529
昭和46年度までの実績	事業内容 管渠延長	m 23,600	m 12,260	m 5,700	m 7,860	m 100	m 540	－	m 50,060
	事業内容 ポンプ場	5カ所（内一部）	3カ所（内一部）	－	1カ所（内一部）	1カ所（内一部）	－	－	10カ所（内一部）
	事業内容 処理場	1カ所（内一部）	1カ所（内一部）	1カ所（内一部）	1カ所（内一部）	1カ所（内一部）	1カ所（内一部）	1カ所（内一部）	7カ所（内一部）
	事業費	億円 約143.06	億円 約 124.6	億円 約 45.87	億円 約 65.01	億円 約 7.46	億円 3	億円 1	億円 約 390
主要河川		第一寝屋川	第一寝屋川 恩智川，第二寝屋川，平野川	猪名川	安威川，山田川，正雀川，大正川	芥川，檜尾川，安威川，水無瀬川	石川，東除川，西除川，落堀川，	船橋川，穂谷川，天野川	
関係市町村		大阪市 東大阪市 枚方市 寝屋川市 守口市 門真市 大東市 四条畷市 交野市 （9市）	大阪市 東大阪市 八尾市 柏原市 大東市 藤井寺市 （6市）	豊中市 池田市 箕面市 東能勢村 （3市1村）	箕面市 吹田市 茨木市 摂津市 高槻市 （5市）	茨木市 高槻市 島本町 （2市1町）	大阪市 堺市 富田林市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 河内長野市 柏原市 狭山町 美原町 河南町 太子町 （8市4町）	枚方市 交野市 （2市）	
備考		昭和38年度に調査 昭和40年度から事業実施中 昭和47年度に10万人分処理可能の予定	昭和39年度に調査 昭和41年度から事業実施中 昭和47年度に20万人分処理可能の予定	昭和40年度に調査 昭和41年度から事業実施中 昭和45年度末で21万人分処理可能	昭和41年度に調査 昭和42年度から事業実施中 昭和45年度末で4.5万人分処理可能	昭和41年度に調査 昭和45年度から事業実施中	昭和41年度に調査 昭和45年度から事業実施中	昭和45年度に調査 昭和46年度から事業実施中	

第2　公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し，便所を水洗化するためには，各家庭に下水管を接続し，終末処理場に導いて処理する必要がある。

昭和46年度においては，大阪市ほか22市1町2組合で，総額419億円をもって公共下水道事業が実施されたが，これに対して，本府は約33億6,400万円の補助を行なうとともに，神崎川関連公共下水道事業の繰り上げ施行に要する事業費約30億円の貸付けを行なった。

昭和45年度末の下水道整備状況（市街地面積に対する比率）は，図－51，52に示すように府下全域で45.5%，大阪市（67.6%）を除けば29.6%である。また，終末処理場での処理が可能な区域は，さらにその普及率が低くなり，府下全域で37.4%，大阪市（62.2%）を除けば19.5%にすぎない。

第3　都市下水路・特定公共下水道

市街化の傾向がそれほど著しくない地域において，水洗便所の排水を含まない雨水を排除する必要がある場合には，都市下水路が設置される。

また，主として工場排水を排除する場合には，特定公共下水道が設置される。

昭和46年度においては，総額12億5,900万円（うち府補助金6,575万円）をもって大阪市をはじめ19市で30水路の都市下水路整備事業が実施された。

また，特定公共下水道は，総額2億7,600万円（うち府補助金6,900万円）をもって東大阪市で事業が実施された。

図－51　府下の下水道整備状況（昭和46年３月31日現在）

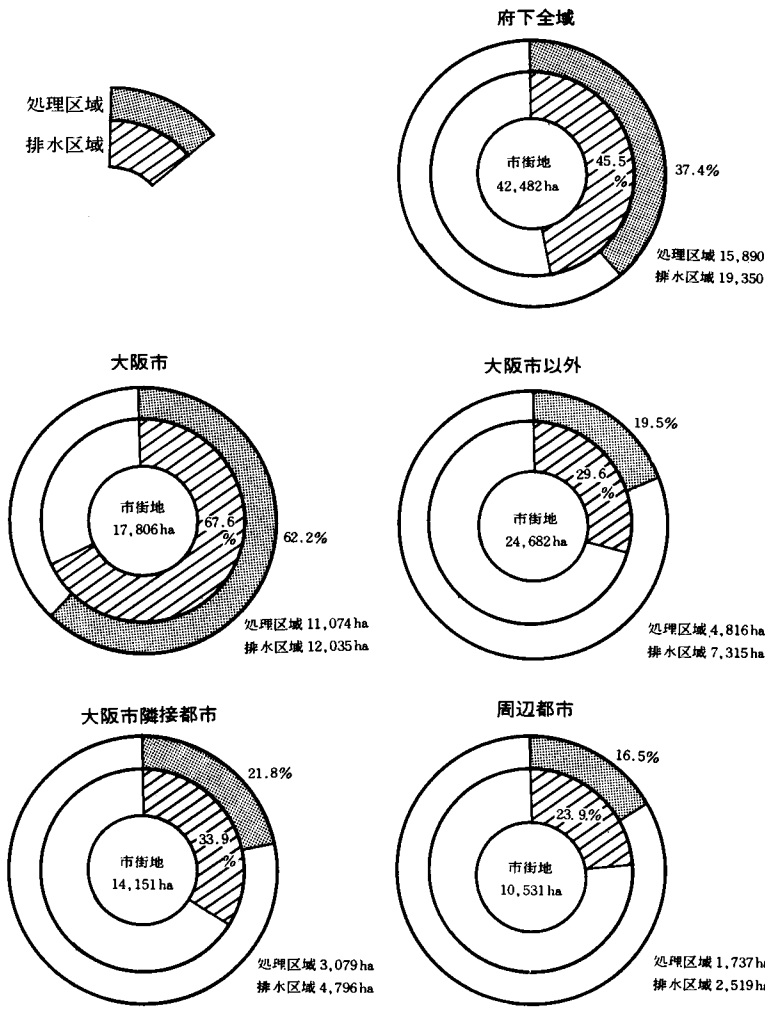

図－52　府下の公共下水道整備区域　　（昭和46年３月31日現在）

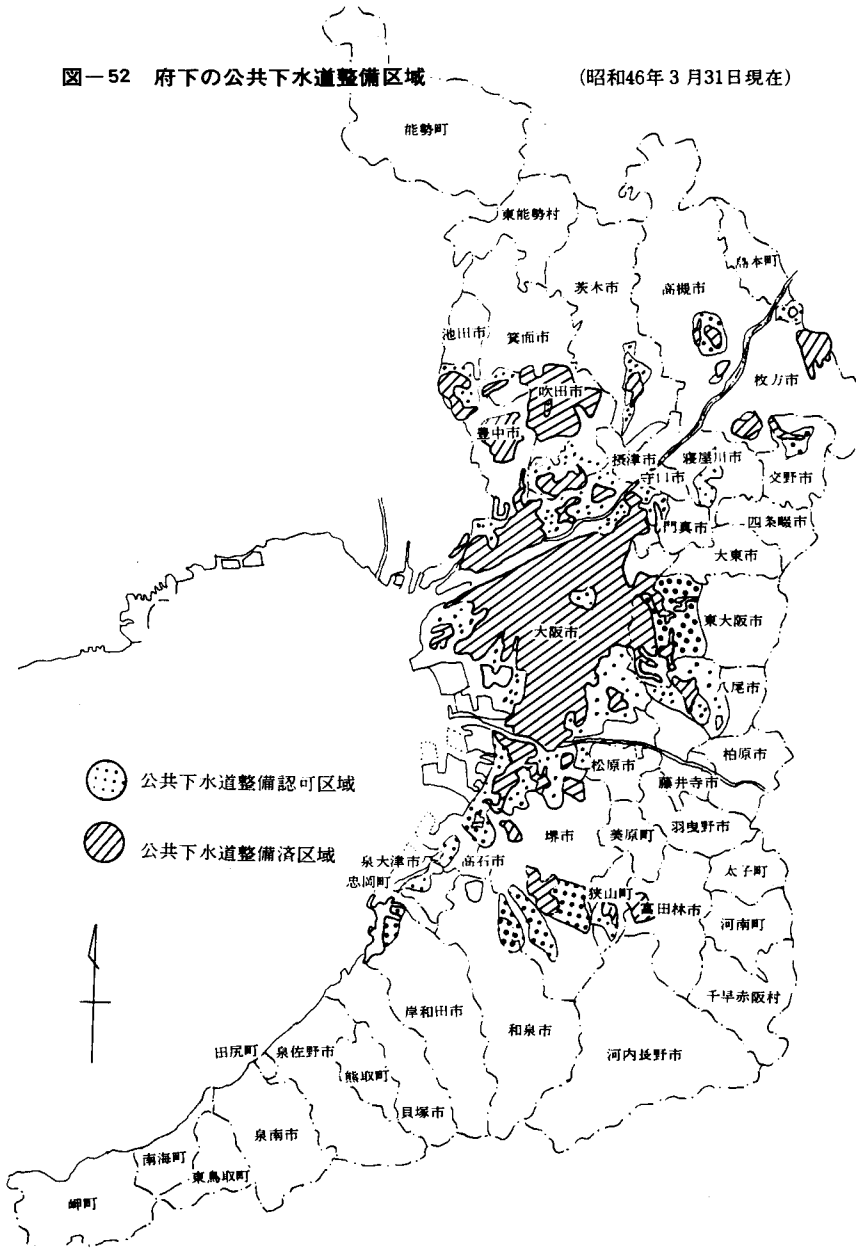

第3節　河川浄化事業

第1　都市河川浄化事業

河床に沈でんした汚泥は，水質悪化の一因であるとともに，悪臭の発生源であるので，昭和46年度においては，都市河川環境整備事業として神崎川，六軒家川の汚泥約17万4,000 m³をしゅんせつした。

第2　河川環境清掃事業

堤防敷内に堆積するじんかいおよび水面に浮遊するじんかい約2万m³の清掃を実施し，河川パトロールを強化して，汚物，じんかい等の不法投棄を取り締った。また，河川敷への不法投棄防止のための立札を100カ所に設置した。このほか，河川愛護精神を育てるための啓蒙用ポスターの配布（2,000枚）等により府民に対して公徳心の高揚を呼びかけた。